

屋上等緑化補助金制度について



助成の目的

文京区では、都市部のヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の防止など、区民のみなさまの良好な生活環境の保全と改善を図ることを目的として、屋上、ベランダ、壁面において緑化を行う方に、必要な経費の一部を助成し、緑化を推進しています。



助成の種類

① 屋上・ベランダ緑化

屋上またはベランダに植栽を行った基盤を設置する事をいいます。

② 壁面緑化

つる性の植物を壁にはわせて緑化する方法と、植栽基盤を壁面に取り付ける方法があります。



助成の対象

区内の建築物において新規に屋上、ベランダ及び壁面の緑化を行うその所有者、または管理者の方が対象です。

ただし、次の項目に該当する場合は助成の対象外となります。

- ① 国、地方公共団体、公社及び公団の行うもの。
- ② 不動産会社及び開発業者が業として行うもの。
- ③ 文京区みどりの保護条例の規定に基づく、緑化基準分として実施した屋上緑化及びベランダ緑化部分。
- ④ 敷地面積1,000平方メートル以上の新築または改築を行う建築物に係るもの。ただし、既存の建築物に関しては、助成の対象となります。
- ⑤ 国または地方公共団体から緑化に係る同種の補助金を受けたもの。



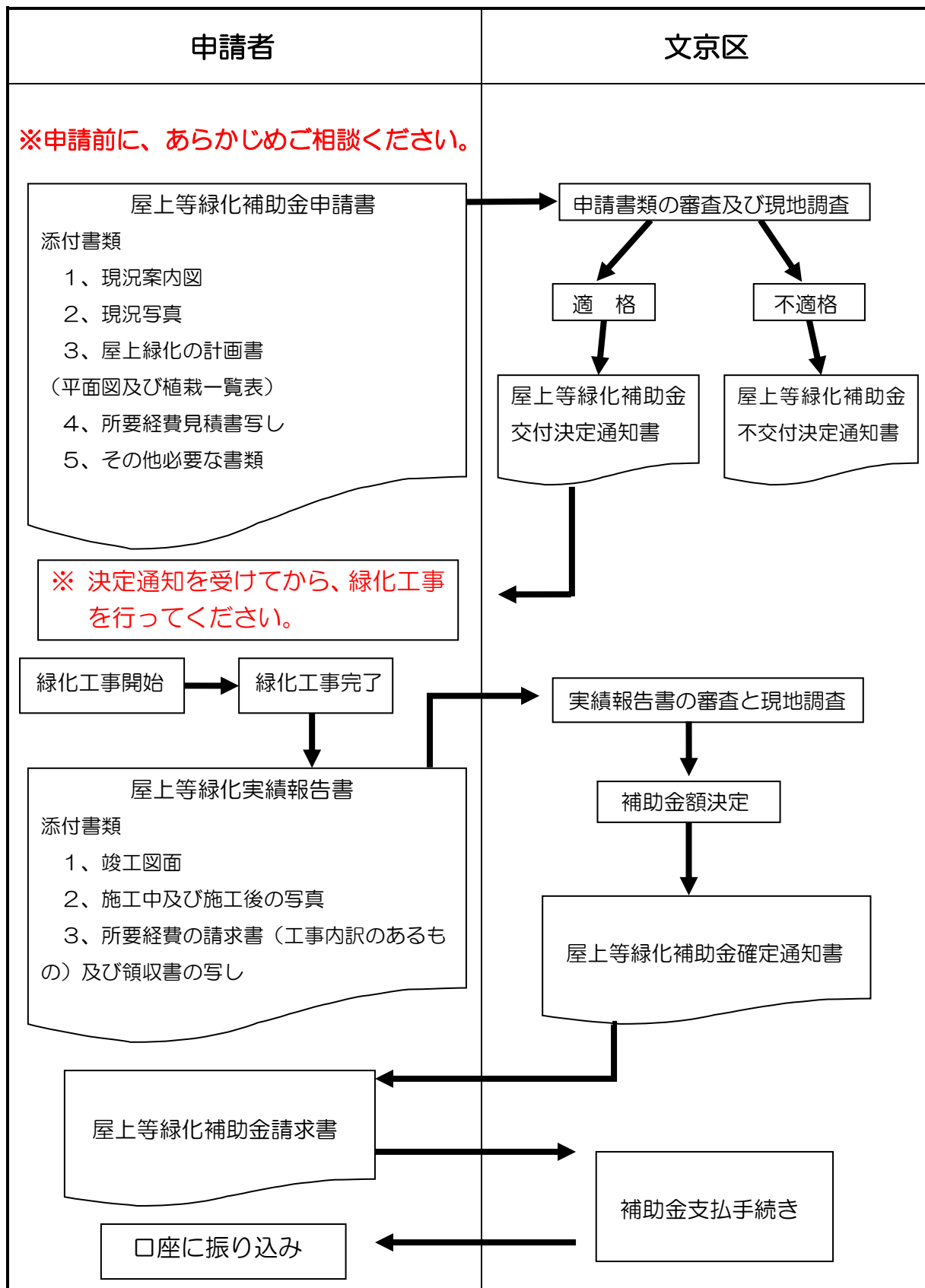
助成の内容

	対象工事	対象経費	補助金額
屋上緑化	緑化部分が連続した5平方メートル以上の造成基盤で、樹木の植栽面積がその50%以上あること。	防水工事費、基盤資材費、植栽費、施工費、運賃及び諸経費	緑化に要した費用の2分の1に相当する額又は緑化面積1平方メートル当たり2万円として算出した額のうちいずれか低い額。
バルコニー緑化	緑化部分が連続した5平方メートル以上の造成基盤で、樹木の植栽面積がその50%以上あること。ただし、上部に屋根、ひさし等がある部分は除く。	防水工事費、基盤資材費、植栽費、施工費、運賃及び諸経費	緑化に要した費用の2分の1に相当する額又は緑化面積1平方メートル当たり2万円として算出した額のうちいずれか低い額。
壁面緑化	支持補助資材等を使用したもので、高さが3メートル以上で、かつ、面積が10平方メートル以上であること。	支持補助資材費、植栽費、施工費、運賃及び諸経費	緑化に要した費用の2分の1に相当する額又は緑化面積1平方メートル当たり1万円として算出した額のうちいずれか低い額。

- ※ 補助金の限度額は屋上・バルコニー緑化、壁面緑化の単独または合計額ともに40万円とします。
- ※ 緑化を実施するにあたっては、屋上、バルコニーに対する基盤の荷重や給排水、防水、飛散等に注意が必要です。
- ※ 実施した緑化については、良好に管理をし、むやみに撤去や移動を行わないでください。
- ※ 助成には事前の相談が必要です。下記連絡先にお問い合わせの上、申請に必要な書類等を受け取ってください。



助成の手続きの流れ

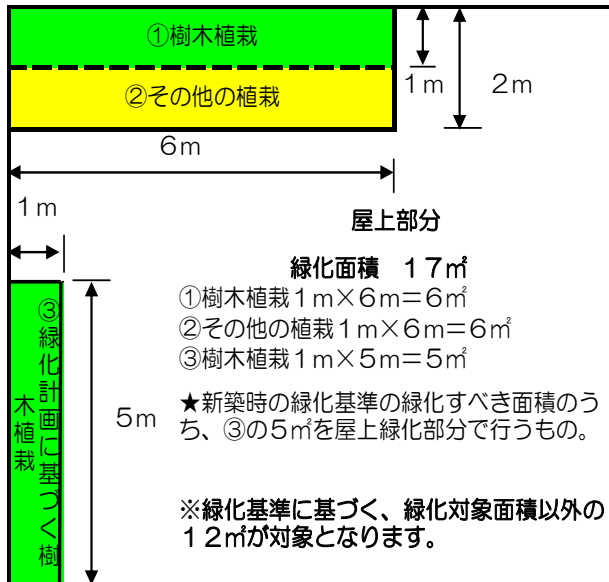
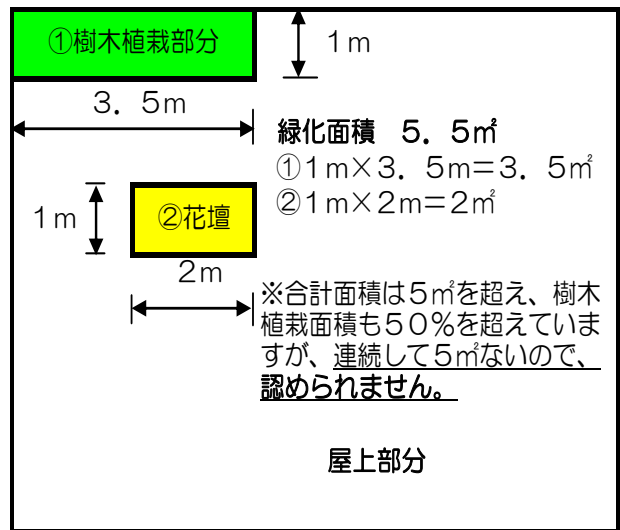
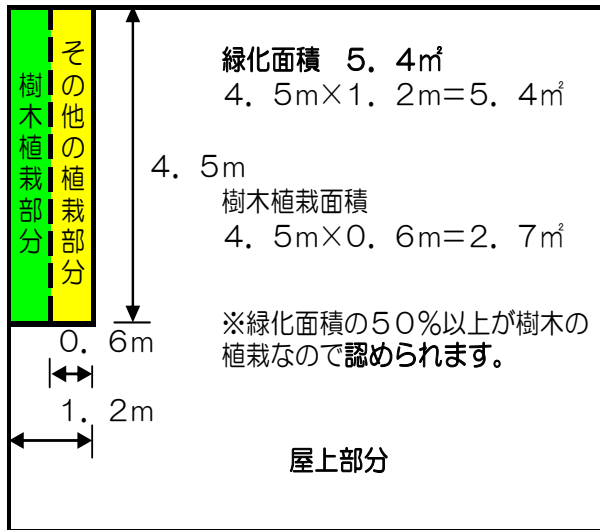


お問い合わせ及び申請先

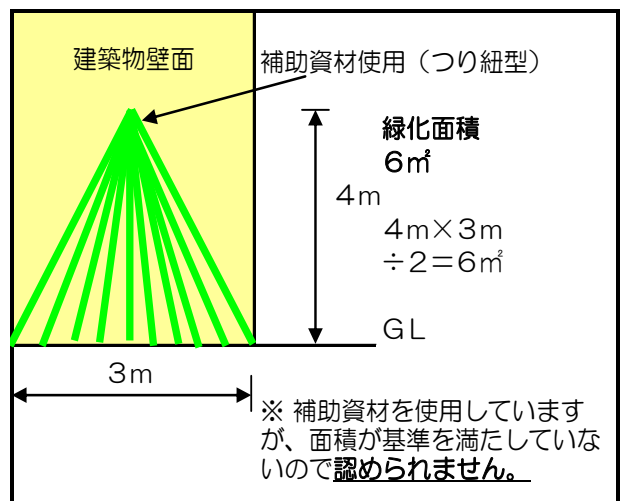
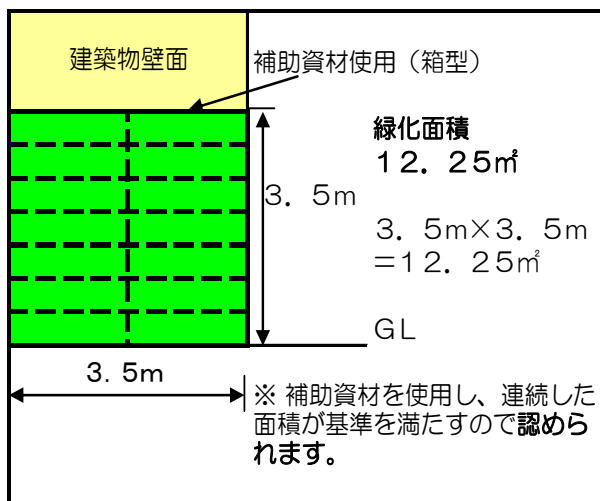
文京区土木部みどり公園課緑化係
電話 03-5803-1254（直通）



屋上等緑化例



壁面緑化例



お問い合わせ及び申請先

文京区土木部みどり公園課緑化係
 電話 03-5803-1254（直通）